

Ruby Association Supporters 寄付制度に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、一般財団法人 Ruby アソシエーション(以下「本財団」という。)の活動にご賛同くださる方(以下「Ruby アソシエーションサポーター」という。)からの寄付制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規約に基づく Ruby アソシエーションサポーターとは、本財団が Ruby の普及、発展を目指し取り組む、公益性が高いと認められる事業に賛同し、且つ公序良俗に反しない個人とし、第4条に定める寄付金を納めた者をいう。

(実施事業)

第3条 前条に規定する公益性が高いと認められる事業とは、本財団が実施する以下の各号に掲げる事業とする。

- (1) Ruby 及びその周辺技術の開発支援事業
- (2) Ruby に関する情報発信事業
- (3) Ruby 技術者認定試験事業
- (4) Ruby 標準維持事業
- (5) その他、Ruby の普及、発展を目指し取り組む事業

(寄付金)

第4条 寄付金は一口5千円とし、上限は設けない。

(申込)

第5条 申込は、別に定める「Ruby Association Supporters 申請書」によって行うこととし、以下のいずれかの方法で寄付金を納めるものとする。

- (1) 指定金融機関口座への振り込み
- (2) 本財団事務局への直接納付。ただし、セミナー・イベント会場などでも納付できるものとする。

(名称及びロゴの使用)

第6条 Ruby アソシエーションサポーターであることを表示するという目的に限り、「Ruby Association Supporters」という名称及びロゴを使用することができる。

ロゴの使用に際しては、以下を遵守すること。

- (1) ロゴは Ruby アソシエーションサポーター本人以外は使用することができない。
- (2) ロゴをホームページ、ブログにて使用する場合には、必ず、Ruby アソシエーションのホームページへのリンクを貼ること。リンク先は www.ruby.or.jp にすること。
- (3) ロゴの修正や他のロゴと組み合わせる等を行わないこと。
- (4) その他公序良俗に反する使用をしないこと。

(寄付金の使途)

第7条 寄付金は、全額第3条に掲げる事業の事業費に充当するものとする。ただし、本事業に充当することを前提とした基金として積み立てることもできるものとする。

(寄付金の返還)

第8条 既納の寄付金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(規約の改正)

第9条 本規約は、必要と認められた場合、理事会の決議により改正することができる。

附則

この規約は、平成26年7月23日より施行する。